

児童養護施設等の社会的養護の課題 に関する検討委員会

第2回議事次第

平成23年2月15日(火)

18:00~20:30

厚生労働省 専用第12会議室(12階)

1. 開会

2. 議題

- (1) 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案について
- (2) 社会的養護の充実のために早急に実施する事項について
- (3) 社会的養護の課題と将来像について
- (4) 里親委託ガイドライン案について

3. 閉会

配布資料一覧

- 資料 1-1 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要
- 資料 1-2 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案（改正案のイメージ）
- 資料 1-3 最低基準と措置費における職員配置基準との比較
- 資料 1-4 居室面積・定員の分布
- 資料 1-5 職員配置及び居室面積基準の改正経緯等
- 資料 1-6 住生活基本計画における居住面積水準

- 資料 2 社会的養護の充実のために早急に実施する事項について

- 資料 3-1 社会的養護の課題と将来像についての論点
- 資料 3-2 相澤委員提出資料
- 資料 3-3 大塩委員提出資料

- 資料 4-1 里親委託ガイドライン案の概要
- 資料 4-2 里親委託ガイドライン案

- 資料 5 社会的養護の現状について（参考資料）

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要

資料1-1

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準について、新たな予算措置を伴わずに行える次のような当面の見直しを行う

1. 職員配置基準の見直し案

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
① 措置費の一般分保護単価や加算分に含まれていながら、最低基準に明記されていない直接処遇職員を明記	<ul style="list-style-type: none"> 看護師・児童指導員・保育士の1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1による配置 定員10人以上20人以下の乳児院における保育士の1人加算 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児を入所させる場合の看護師の配置(乳児1.7:1) 定員45人以下の施設における児童指導員又は保育士の1人加算 			<ul style="list-style-type: none"> 母子指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 少年指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 保育所に準ずる設備のある場合の保育士の配置30:1(最低1人)
② 措置費で加算対象となっており、配置実績も高い家庭支援専門員(ファミリーソーシャルワーカー)、個別対応職員を、最低基準で義務設置化 ※23年度中は経過措置を設ける	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置(定員20人以下を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ※措置費で個別対応職員が加算対象となっているが、配置実績は約4割にとどまる
③ 措置費で加算対象となっている心理療法担当職員を、一定の条件の下で、最低基準で義務設置化	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる親子10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 		<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる母子10人以上に心理療法を行う場合)

2. 施設設備基準の見直し案

	児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム の居室	乳児院 の寝室、養育専用室	母子生活支援施設 の母子室
<p>①居室面積の下限の引き上げ</p> <p>・最近の施設整備の実態を踏まえつつ、住生活基本法の最低居住面積水準を参考に、基準を見直す。</p> <p>・見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用</p>	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>4.95㎡以上</u></p> <p>(ただし、児童養護施設における乳幼児のみの居室は1人3.3㎡以上)</p> <p>※ 最低居住面積水準における「就寝・学習等」の10歳以上(1人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、7歳以上の居室で4.95㎡未満が10%であるのに対し、0～6歳の居室で4.95㎡未満が47%であることから、未就学児のみの居室については3.3㎡とする。</p> <p>※ 施設整備費補助の居室面積は、児童養護施設9.0㎡</p>	<p><u>1人1.65㎡以上</u> →<u>2.47㎡以上</u></p> <p>※ 3～5歳児も入所できるため、最低居住面積水準における「就寝・学習等」の3～5歳(0.5人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 施設整備費補助の寝室面積は、3.3㎡</p>	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>1室30㎡以上</u></p> <p>※ 母子室に台所が96%、浴室が53%、便所が79%設置されている実態(平成20年度施設整備実態調査)を踏まえ、また、母子2人・3人が全体の9割であることから、最低居住面積水準において母子2人・3人の場合(3～5歳児1人又は2人)のときの住戸専用面積が30㎡であることを参考に、基準を設定。</p> <p>※ 母子2人・3人が全体の9割であることから、母子室の中に調理設備、浴室及び便所が含まれることを明示。(母子室外における調理場、浴室及び便所の義務的設置は取り止める。)</p> <p>※ 施設整備費補助の母子室面積は、36.3㎡/世帯</p>

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設
<p>② 居室定員の上 限の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の 実態を踏まえつつ、 基準を見直す。 ・見直し後の基準は、 今後新設、増設又 は全面改築される 居室に適用 		<p><u>15人以下</u> →4人以下 (ただし、未就学児 のみの居室は1室6 人以下)</p> <p>※ 児童養護施設にお ける最近の施設整備 (建築年度が平成16 年度以降)において は、0～6歳の居室 で4人以下のものは 53%、6人以下のも のは81%であること を踏まえ、未就学児 のみの居室について は6人以下とする。</p>	<p><u>5人以下</u> →4人以下</p>	<p><u>15人以下</u> →4人以下</p>	
<p>③ 設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談 員の配置等に伴い、 相談室の設置を追 加 	<p>相談室の設置を 追加</p>	<p>相談室の設置を追加</p>	<p>※相談室は現在 規定済み</p>	<p>相談室の設置を 追加</p>	<p>相談室の設置を 追加</p>

3. 施設の理念的規定の見直し案

○各施設の養育、生活指導等の理念的規定について、近年の運営理念に沿うよう、表現を見直す。

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
乳児院	<p>(養育)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p>	<p>(養育の内容)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期的に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p>	<p>第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
母子生活支援施設	<p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、<u>母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活指導は、<u>個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
児童養護施設	<p>(養護)</p> <p><u>第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>(生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整)</p> <p><u>第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</u></p> <p><u>2 児童養護施設における学習及び職業に関する指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習及び職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p><u>第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p><u>2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p> <p>(職業指導)</p> <p><u>第四十五条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</u></p> <p><u>2 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。</u></p> <p><u>3 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。</u></p>	<p>第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
情緒障害児短期治療施設	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように<u>することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、<u>親子関係の再構築等</u>が図られるように行わなければならない。</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、<u>前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p>	<p>第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
児童自立支援施設	<p>(生活指導、学習及び職業に関する指導、学科指導並びに家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導並びに学習及び職業に関する指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 <u>生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整については、第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>(生活指導、<u>職業指導</u>、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、<u>職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

4. その他

①乳児院の規定中の表記の整理

- ・「乳児」→「乳幼児」

②母子生活支援施設の母子指導員の名称変更

- ・「母子指導員」→「母子支援員」

③母子生活支援施設の「授産場」の規定の削除（現在は、設置されていないため）

④母子生活支援施設の関係機関との連携規定の見直し

- ・「必要に応じ」に係らない連携先に、学校、児童相談所を規定
- ・「必要に応じ」に係る連携先に、児童家庭支援センター、婦人相談所を規定

⑤施設職員の任用資格における大学等の課程の記述に「社会福祉学」を明記

- ・児童養護施設の児童指導員
- ・児童自立支援施設の児童自立支援専門員

⑥児童自立支援施設の長の資格要件の緩和

- ・「児童福祉事業に従事した期間」に、本庁児童担当課等の職員期間が含まれることを明確化

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案(改正案のイメージ)

資料1-2

乳児院(第3章)	改正案のイメージ	現行
	<p>(設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。 三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 <p>第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳幼児の養育に専用の室及び相談室を設けること。 二 乳幼児の養育に専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。 <p>(職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(その合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。 5 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。 6 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。 	<p>(乳児院の設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院(乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。 二 寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 <p>第二十条 乳児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児の養育に専用の室を設けること。 二 前項の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 <p>(職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 看護師の数は、おおむね乳児の数を一・七で除して得た数(その数が七人未満であるときは七人)以上とする。 3 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

(乳児院(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>第二十二條 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、<u>家庭支援専門相談員</u>及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(養育)</p> <p>第二十三條 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達</u>を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</p> <p>2 養育の内容は、<u>乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p> <p>(乳児の観察)</p> <p>第二十四條 乳児院（<u>乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。</u>）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認められた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十四條の二 乳児院の長は、第二十三條第一項の目的を達成するため、入所中の個々の<u>乳幼児</u>について、<u>乳幼児</u>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二十五條 乳児院の長は、<u>乳幼児の保護者</u>及び必要に応じ当該<u>乳幼児</u>を取り扱った法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、<u>乳幼児の養育</u>につき、その協力を求めなければならない。</p>	<p>第二十二條 乳児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(養育の内容)</p> <p>第二十三條 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発達</u>を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</p> <p>2 養育の内容は、<u>精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p> <p>(乳児の観察)</p> <p>第二十四條 乳児院（<u>乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。</u>）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認められた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十四條の二 乳児院の長は、第二十三條第一項の目的を達成するため、入所中の個々の<u>乳児</u>について、<u>乳児</u>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二十五條 乳児院の長は、<u>乳児の保護者</u>及び必要に応じ当該<u>乳児</u>を取り扱った法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、<u>乳児の養育</u>につき、その協力を求めなければならない。</p>

母子生活支援施設（第4章）

改正案のイメージ	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。</p> <p>二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。</p> <p>三 母子室の面積は、<u>三十平方メートル以上</u>であること。</p> <p>四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、囑託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>4 <u>母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。</u></p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 母子室、集会、学習等を行う室、<u>調理場、浴室及び便所</u>を設けること。<u>ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。</u></p> <p>二 母子室は、一世帯につき一室以上とすること。</p> <p>三 母子室の面積は、<u>おおむね一人につき三・三平方メートル以上</u>であること。</p> <p>四 乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五 乳児又は幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、<u>乳児又は幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室</u>を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設において、<u>母子の生活指導</u>を行う者をいう。以下同じ。）、囑託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。<u>ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p>

(母子生活支援施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第二十八条 <u>母子支援員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 <u>母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>(母子指導員の資格)</p> <p>第二十八条 <u>母子指導員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における<u>生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>

(母子生活支援施設(その3))

改正案のイメージ	現行
<p><u>(保育所に準ずる設備)</u> <u>第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。</u> <u>2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。</u></p> <p><u>(関係機関との連携)</u> <u>第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</u></p>	<p><u>(授産場の運営)</u> <u>第三十条 母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の精神を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連携)</u> <u>第三十条の二 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。</u></p> <p><u>(準用する規定)</u> <u>第三十一条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。</u></p>

児童養護施設（第7章）

改正案のイメージ	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき<u>四・九五平方メートル以上</u>とすること。<u>ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。</u></p> <p>三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする<u>こと。</u></p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にする<u>こと。</u></p> <p>五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設ける<u>こと。</u></p> <p>六 入所している児童の年齢、適性等に応じ<u>学習及び職業に関する指導に必要な設備を設けること。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、<u>個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>4 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。<u>ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。</u></p> <p>5 <u>看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。</u></p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき<u>三・三平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする<u>こと。</u></p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にする<u>こと。</u></p> <p>五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設ける<u>こと。</u></p> <p>六 入所している児童の年齢、適性等に応じ<u>職業指導に必要な設備を設けること。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、<u>栄養士及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</u></p> <p>3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。</p>

(児童養護施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学院において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 外国の大学において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>

(児童養護施設(その3))

改正案のイメージ	現行
<p>(養護) 第四十四条 児童養護施設における養護は、<u>児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>(生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整) 第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、<u>基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童養護施設における学習及び職業に関する指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習及び職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定) 第四十五条の二 児童養護施設の長は、<u>第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(児童と起居を共にする職員) 第四十六条 児童養護施設の長は、<u>児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携) 第四十七条 児童養護施設の長は、<u>児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p>	<p>(生活指導及び家庭環境の調整) 第四十四条 児童養護施設における生活指導は、<u>児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p> <p>(職業指導) 第四十五条 児童養護施設における職業指導は、<u>勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定) 第四十五条の二 児童養護施設の長は、<u>第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(児童と起居を共にする職員) 第四十六条 児童養護施設の長は、<u>児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携) 第四十七条 児童養護施設の長は、<u>児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p>

情緒障害児短期治療施設（第9章の5）

改正案のイメージ	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。</p> <p>三 男子と女子の居室は、これを別にすること。</p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p> <p>(職員)</p> <p>第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、<u>個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、<u>心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</u></p> <p>4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。</p> <p>5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>三 男子と女子の居室は、これを別にすること。</p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p> <p>(職員)</p> <p>第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、<u>栄養士及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、<u>調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で<u>心理学を修め学士と称することを得る者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</u></p> <p>4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。</p> <p>5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>

(情緒障害児短期治療施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>

児童自立支援施設（第10章）

改正案のイメージ	現行
<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条（<u>第二号ただし書を除く。</u>）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）<u>、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</u>、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、<u>個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</u></p> <p>4 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）<u>、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</u>、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、<u>栄養士並びに調理員を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない</u></p> <p>3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>

(児童自立支援施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条 に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者</p> <p>二 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者</p> <p>四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（<u>国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。</u>）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条 に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者</p> <p>二 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者</p> <p>四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>

(児童自立支援施設(その3))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 五 学校教育法の規定による大学院において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 六 外国の大学において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの 八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの 	<p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 五 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 六 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの 八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童自立支援施設(その4))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 保育士の資格を有する者二 社会福祉士となる資格を有する者三 三年以上児童自立支援事業に従事した者 <p>(生活指導、学習及び職業に関する指導、学科指導並びに家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導並びに学習及び職業に関する指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整については、第四十五条の規定を準用する。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。</p> <p>第八十六条 削除</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(心理学的及び精神医学的診査等)</p> <p>第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。</p>	<p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 保育士の資格を有する者二 社会福祉士となる資格を有する者三 三年以上児童自立支援事業に従事した者 <p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。</p> <p>第八十六条 削除</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(心理学的及び精神医学的診査等)</p> <p>第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。</p>

児童家庭支援センター（第11章）

改正案のイメージ	現行
<p>右に同じ</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たつて遵守すべき事項)</p> <p>第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たつては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) (児童福祉法施行規則)

改正案のイメージ	現行
<p>第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。</p> <p>二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき<u>四・九五平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>三 男女の居室を別にすること。</p> <p>四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるものであること。</p> <p>五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。</p>	<p>第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。</p> <p>二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき<u>三・三平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>三 男女の居室を別にすること。</p> <p>四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるものであること。</p> <p>五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。</p>

(参考)

総則 (児童福祉施設最低基準 第1章)

現行

(この省令の趣旨)

第一条 児童福祉法 (昭和三十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準 (以下最低基準という。) は、この省令の定めるところによる。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員 (児童福祉施設の長を含む。以下同じ。) の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会 (社会福祉法 (昭和三十六年法律第四十五号) 第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会 (以下この項において「地方社会福祉審議会」という。)) に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会) の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 地方自治法 (昭和三十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (以下「中核市」という。) にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事 (助産施設、母子生活支援施設又は保育所 (以下「特定児童福祉施設」という。)) については、中核市の市長とする。」と、「都道府県」とあるのは「都道府県 (特定児童福祉施設については、中核市)」と読み替えるものとする。

4 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市 (以下「児童相談所設置市」という。) にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会 (社会福祉法 (昭和三十六年法律第四十五号) 第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会 (以下この項において「地方社会福祉審議会」という。)) に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

5 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(総則(その2))

現行

(児童福祉施設の構造設備の一般原則)

第五条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(総則(その3))

現行

(衛生管理等)

- 第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
 - 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

- 第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
 - 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

- 第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たつては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(総則(その4))

現行

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条 に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

最低基準と措置費における職員配置基準との比較

資料1-3

1. 乳児院

職種等	最低基準		措置費基準		配置実績 (21') (施設数121 (20.10.1))
	乳児10人以上	乳児10人未満	乳児10人以上	乳児10人未満	
医師	小児科の医師又は嘱託医	嘱託医	定員100人未満嘱託医 定員100人以上医師	嘱託医1人	16人(医師)
看護師、保育士、児童指導員	乳児1.7:1(7人以上) (看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人以上 (看護師1人以上)	乳児1.7:1 (看護師は定員10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人 (看護師1人以上)	
年齢別職員配置			1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1	2歳児2:1 3歳以上児4:1	
加算(保育士)			定員20人以下		47か所 (定員20人以下)
栄養士	配置		1人		136人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	調理員又はこれに代わる者	定員30人未満4人 以下10人毎に1人	1人	371人 (調理員)
個別対応職員			対象児童8人以上	同左	53人
心理療法担当職員			対象児童及び保護者10人以上		47人
指導員特別加算(非常勤)			定員35人以下	同左	88人 (定員35人以下)
家庭支援専門相談員			職員を配置し家庭復帰支援を実施	同左	123人
家庭支援専門相談員(非常勤を更に加配)			定員40人以上		7人
小規模グループケア担当職員			小規模グループケアを設置している場合	同左	46人
基幹的職員			研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	同左	—
施設長			1人	1人	110人
事務員			定員100人未満1人 定員100人以上2人		171人

2. 児童養護施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績 (21') (施設数569 (20.10.1))
嘱託医	配置	1人	
児童指導員、保育士	3未2:1 3歳以上4:1 少年6:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	52人
乳児加算 (看護師)		乳児1.7:1	70人
看護師加算		対象児童15人以上	
小規模施設加算 (児童指導員、保育士)		定員45人以下	169か所 (定員45人以下)
栄養士	児童41人以上	同左	540人
調理員 (等)	配置 (全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人加算	2,045人 (調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	558人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	469人
指導員特別加算 (非常勤)		定員35人以下	100か所 (定員35人以下)
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	564人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	403人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人。定員30人未満の場合は児童指導員が兼務	549人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	791人

3. 情緒障害児短期治療施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数32 (20.10.1))
医師	配置 (精神科又は小児科)	1人	17人
心理療法を担当する職員	10:1	同左	148人
児童指導員、保育士	5:1	同左	
看護師	配置	1人	29人
栄養士	配置	定員41人以上	27人
調理員 (等)	配置 (全部委託の場合を除く)	4人	86人 (調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	30人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	29人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	8人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	31人
事務員		1人	42人

4. 児童自立支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21' (施設数58(20.10.1))
医師	嘱託医及び精神科医(嘱託可)	嘱託医2人	10人(医師)
児童自立支援専門員 児童生活支援員	5:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	7人
栄養士	児童41人以上	同左	39人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人	164人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	37人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	20人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	39人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	1人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	58人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	160人

5. 母子生活支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数270(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	24人(医師)
母子指導員	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	595人
少年指導員(兼事務員)	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	
保育士		保育所に準ずる設備のある場合 30:1(最低1人)	201人
調理員(等)	調理員又はこれに代わる者 (全部委託の場合を除く)	1人	53人(調理員)
保育機能強化加算		継続して5名以上の児童、専用の保育室等	
個別対応職員		職員が置かれている場合	117人
心理療法担当職員		対象母又は児童10人以上	49人
特別生活指導費加算 (非常勤母子指導員)		対象児童4人以上	103人
定員40世帯以上の母子指導員 又は少年指導員加算(非常勤)		定員40世帯以上	18か所(定員40世帯以上)
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた 場合、格付けアップ	—
施設長		1人	252人

6. 自立援助ホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績 (か所数59(21年度))
指導員	入所者6人以下の場合は指導員3人以上(2人を除き、補助員にできる) 6人を超えた場合は、3:1の割合で指導員を増加(合計-1人を除き、補助員にできる)	入所者7人未満2人 入所者7人以上3人とし、以降3人増える毎に1人を加算	191人 (H20.12.1) ※全国自立援助ホーム連絡協議会調べ
補助員		1人	

7. ファミリーホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績(21' (か所数53(22.2.1))
指導員	養育者3人以上(1人を除き、補助員にできる)	1人	—
補助員		2人	—

「個別対応職員」及び「心理療法担当職員」の支給要件について

個別対応職員

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 通知の施行について (平成 11 年厚 4 月 30 日児発第 416 号生省児童家庭局長通知) 抜粋

第 1 暫定定員及び保護単価の設定について

2 事務費の保護単価の設定について

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

心理療法担当職員

児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について (平成 18 年 6 月 27 日雇児発第 0627002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 抜粋

第 2 対象施設等

虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

(2) 児童養護施設及び児童自立支援施設において、虐待、ひきこもり等の理由により心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所していること。

また、乳児院において、虐待等の理由により、心理療法が必要と児童相談所長が認めた子ども及び保護者が10名以上いること。

第 3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について (平成 13 年 8 月 2 日雇児発第 508 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 抜粋

第 2 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

2 夫等の暴力、虐待等の理由により心理療法が必要と福祉事務所長が認めた母及び児童が合計10名以上いること。なお、福祉事務所長にあつては、母子生活支援施設が母子保護の実施を必要とする母からの申請により入所するものであり、心理療法の実施にあつても、母親の意志を確認するものとし、児童についても、必要に応じ児童相談所等に相談し、心理療法を受けることを推奨するなどに配慮すること。

第 3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

1. 乳児院

【居室面積】
 ○ 寝室(定員10人未満の施設では養育専用室。以下同じ。)の面積の最低基準は、現在、乳児1人につき1.65㎡以上
 ○ 2.5㎡/人未満の寝室は26%、建築年度が平成16年度以降の棟で2.5㎡/人未満の寝室は14%

図1: 1人当たり寝室面積の分布 (n=228)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

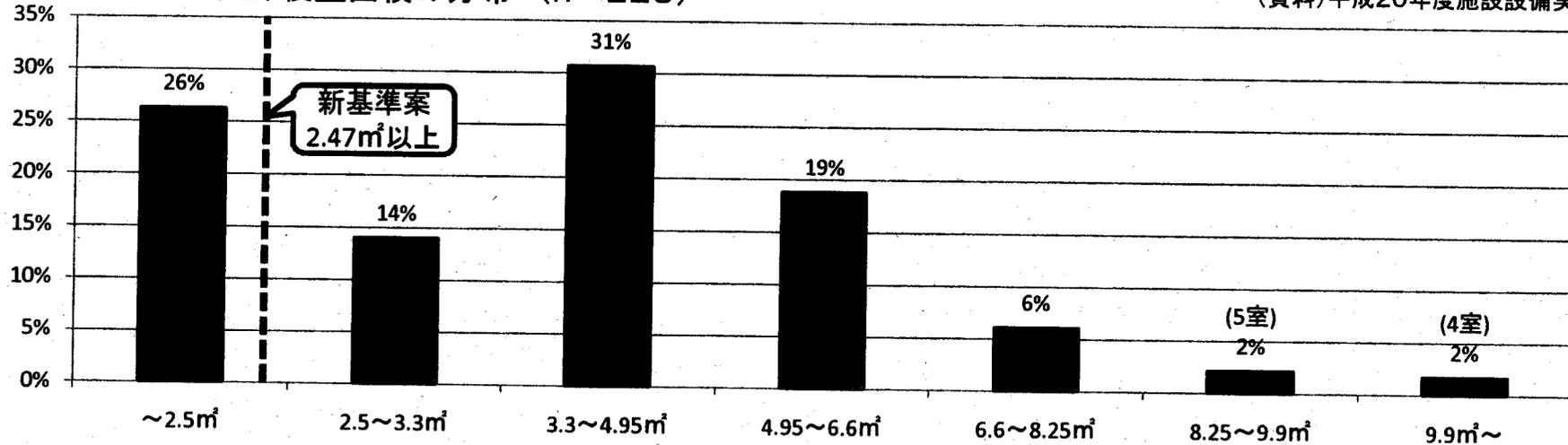
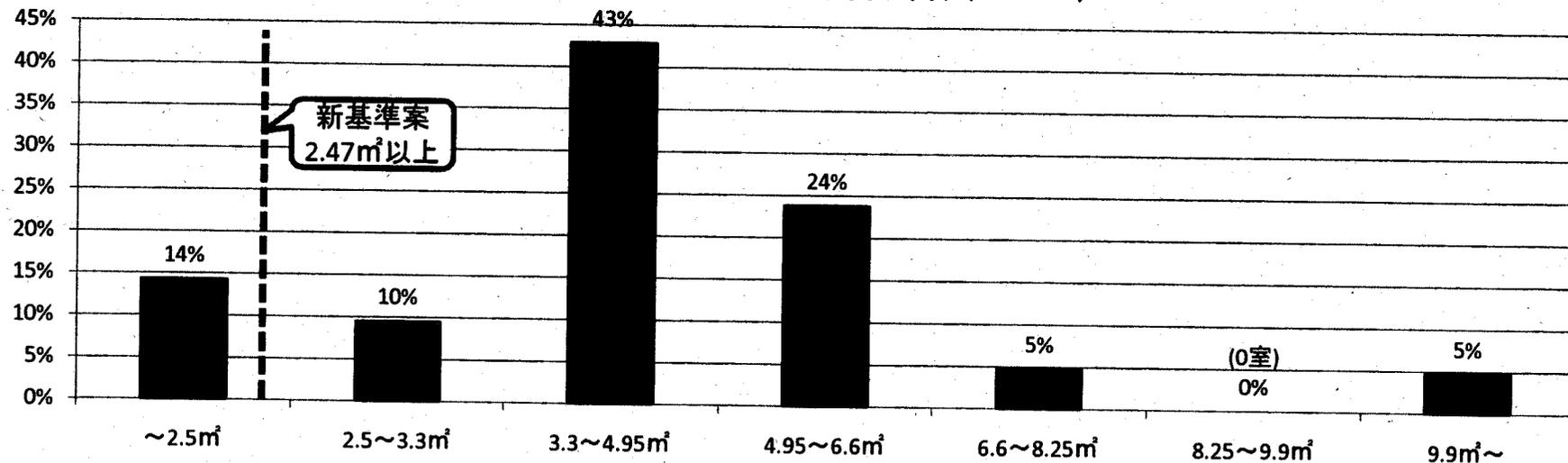


図2: 1人当たり寝室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



【居室定員】(乳児院)

○ 寝室等の定員についての基準はない。

○ なお、9～10人の定員の寝室等が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様。

(資料)平成20年度施設設備実態調査

図3:寝室定員の分布 (n=228)

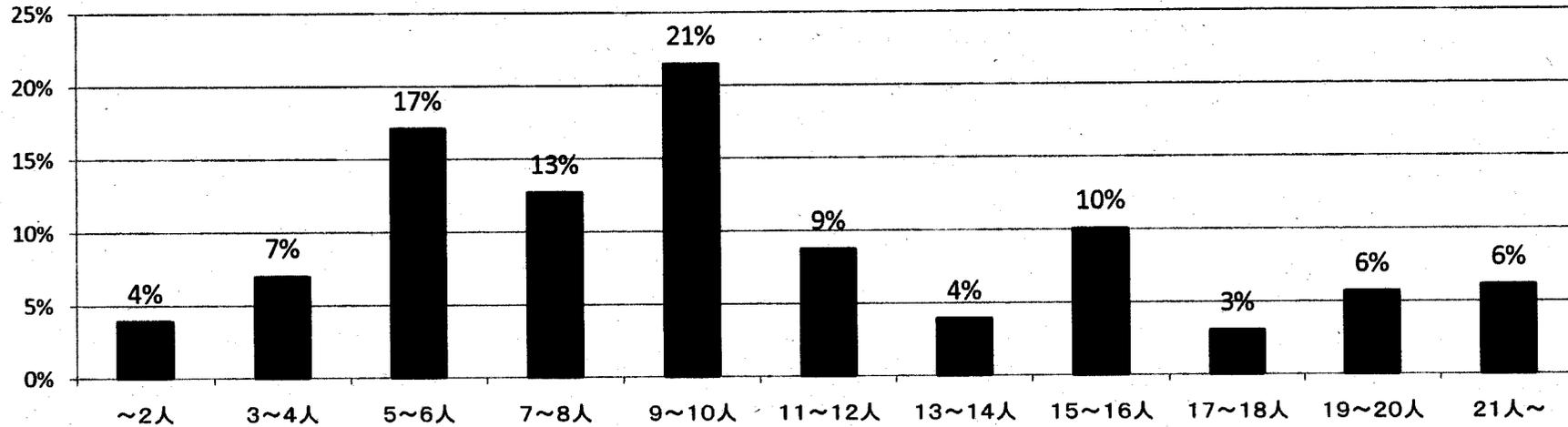
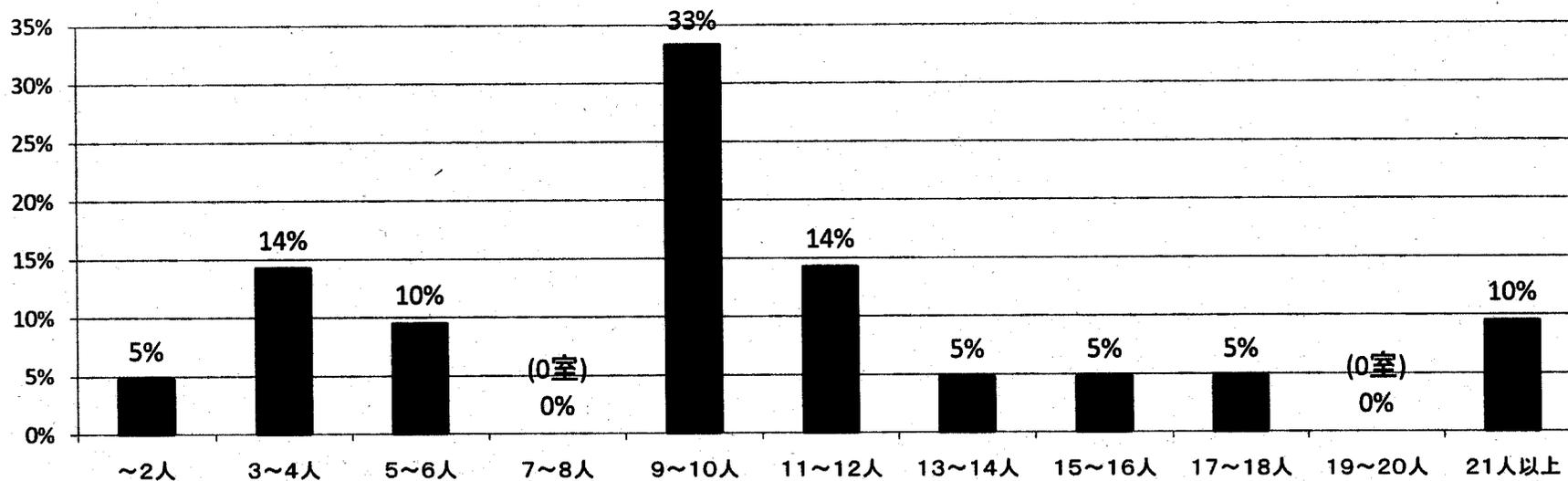


図4:寝室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



2. 児童養護施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は29%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は13%

図5: 1人当たり居室面積の分布 (n=7425)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

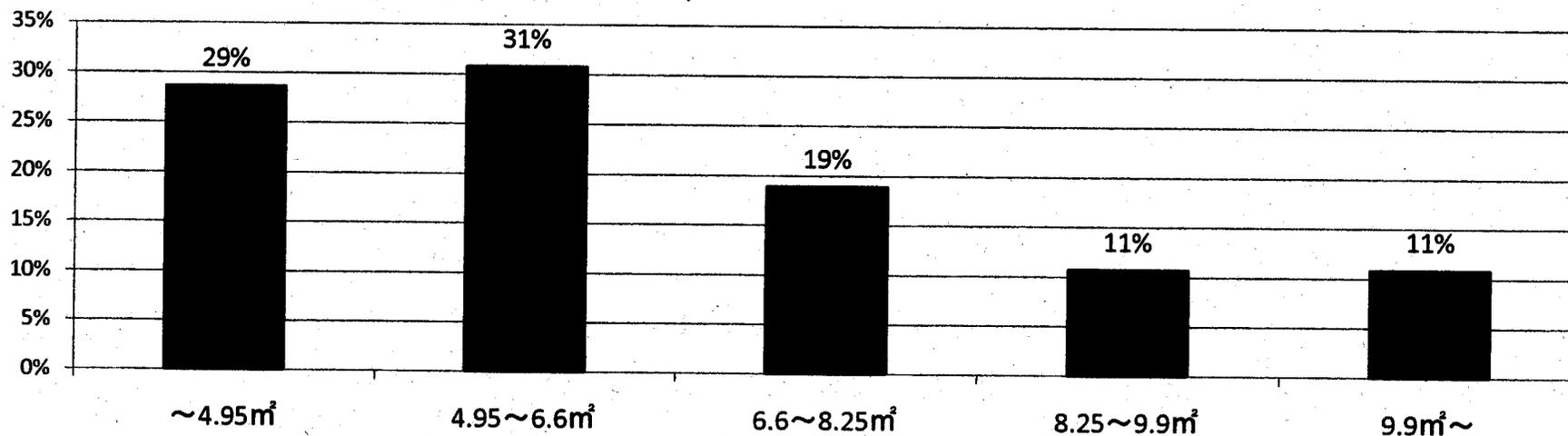
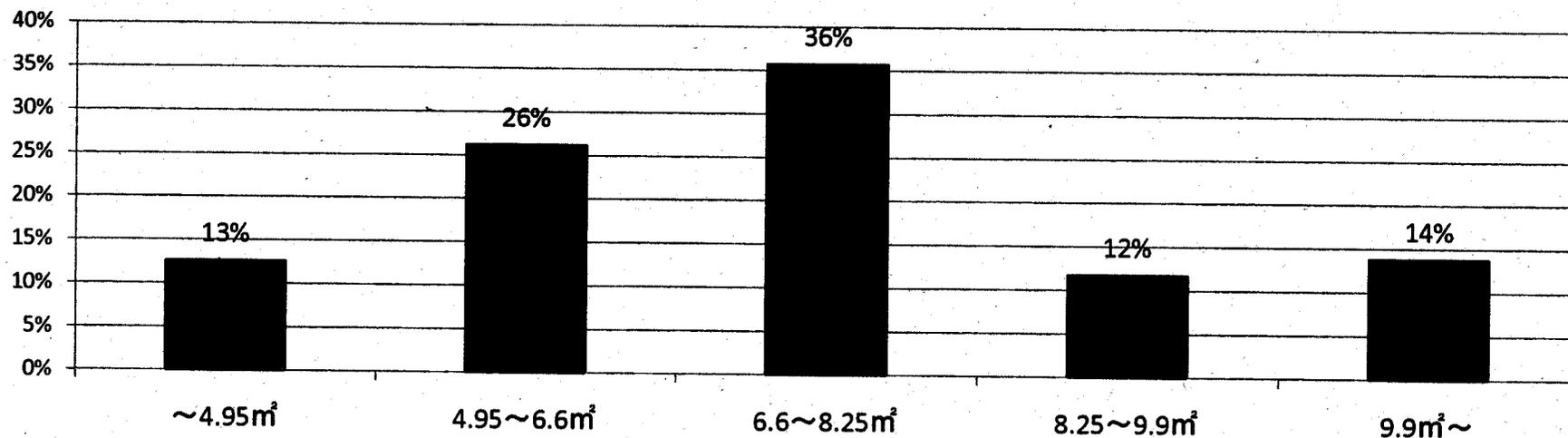


図6: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室面積】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、7歳以上の居室で4.95㎡/人未満のものは10%となっている。

図7: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

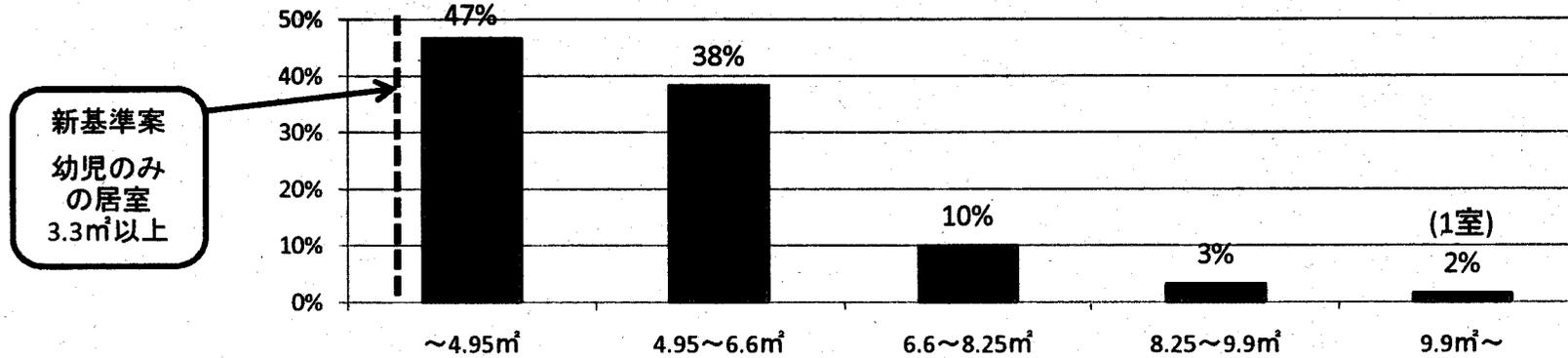


図8: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

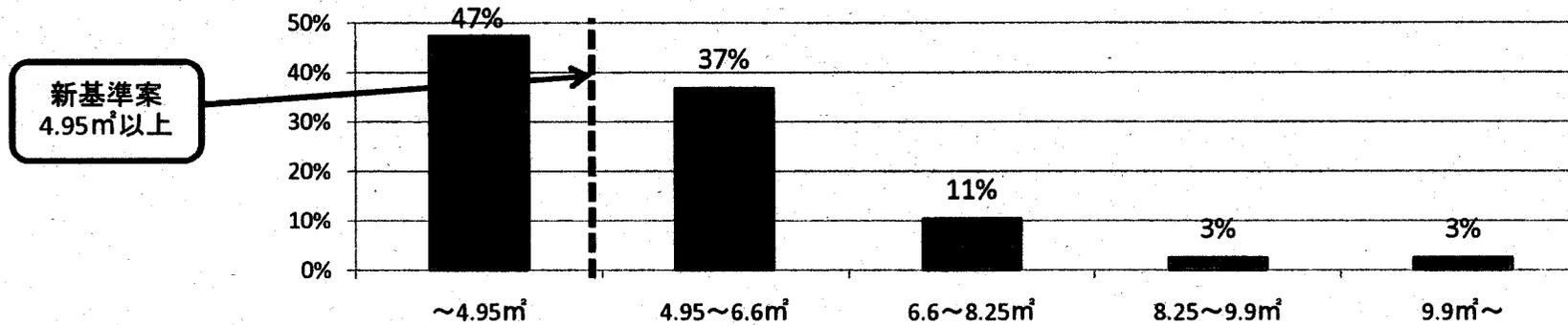
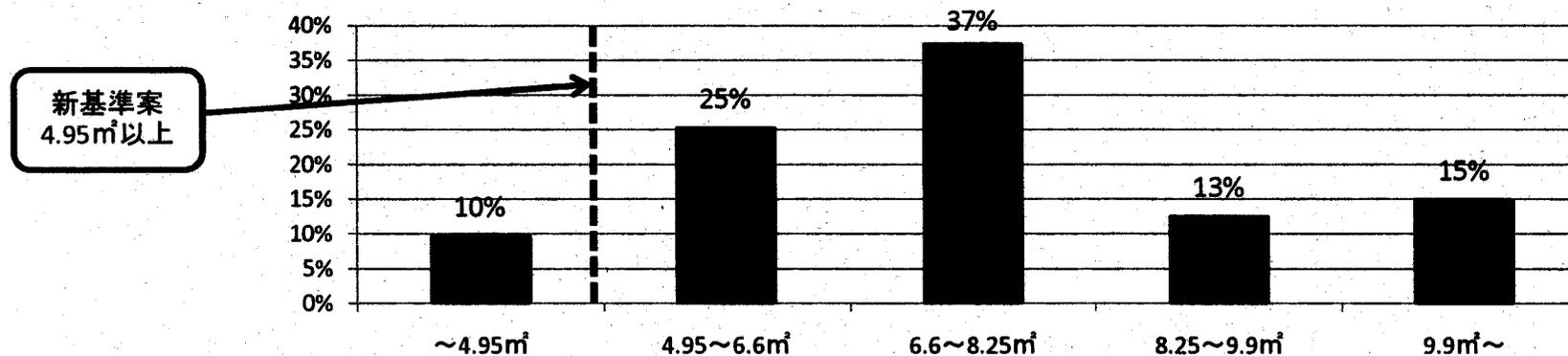


図9: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は86%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は96%

図10:居室定員の分布 (n=7425)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

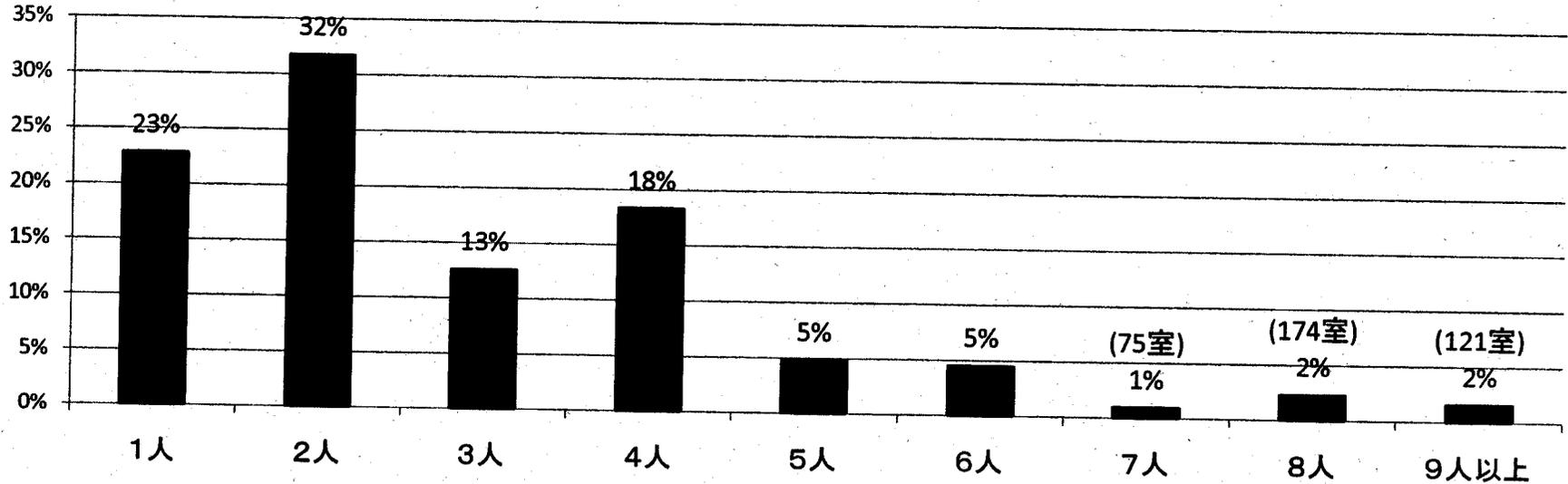
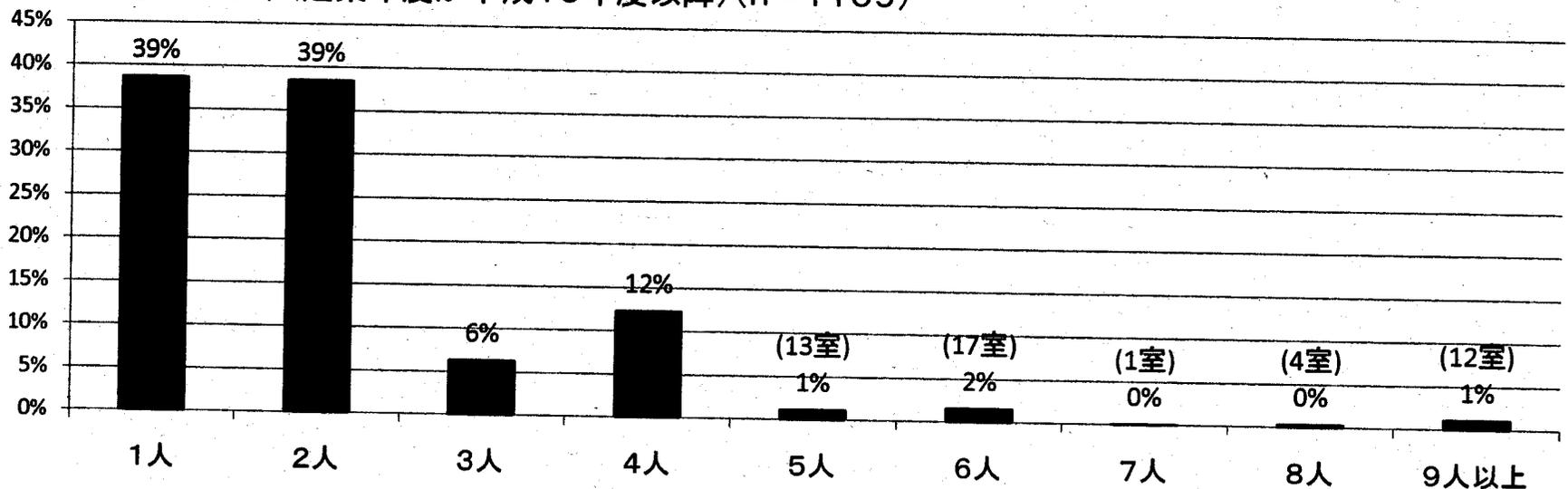


図11:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4人以下のものは92%、7歳以上の居室で4人以下のものは98%

図12:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

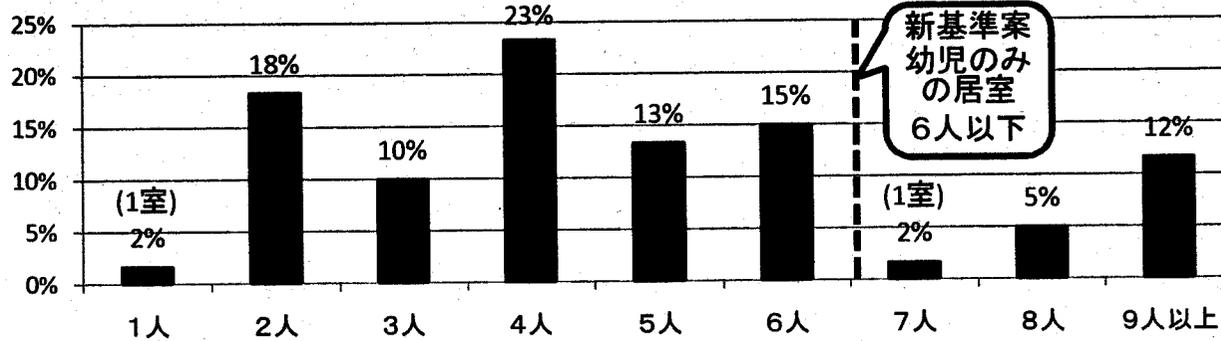


図13:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

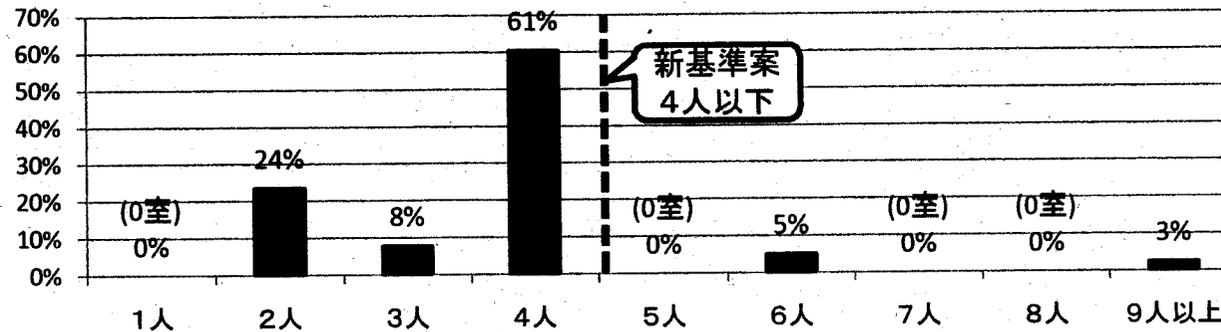
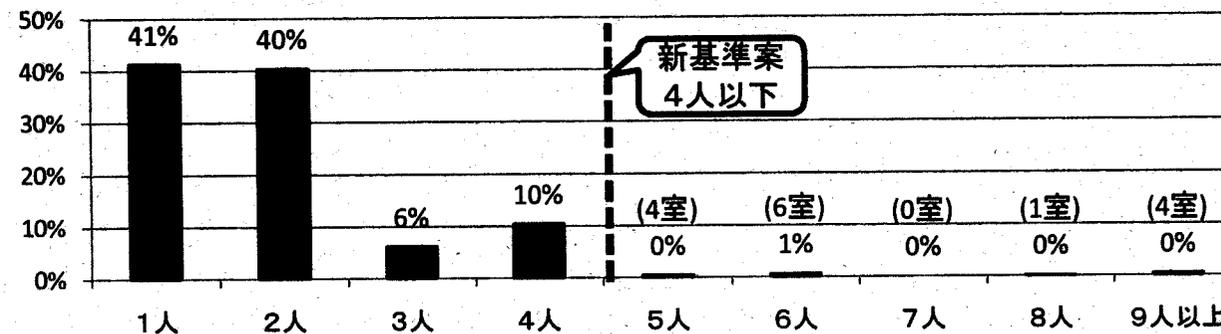


図14:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



3. 情緒障害児短期治療施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は8%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は0%

図15: 1人当たり居室面積の分布 (n=350)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

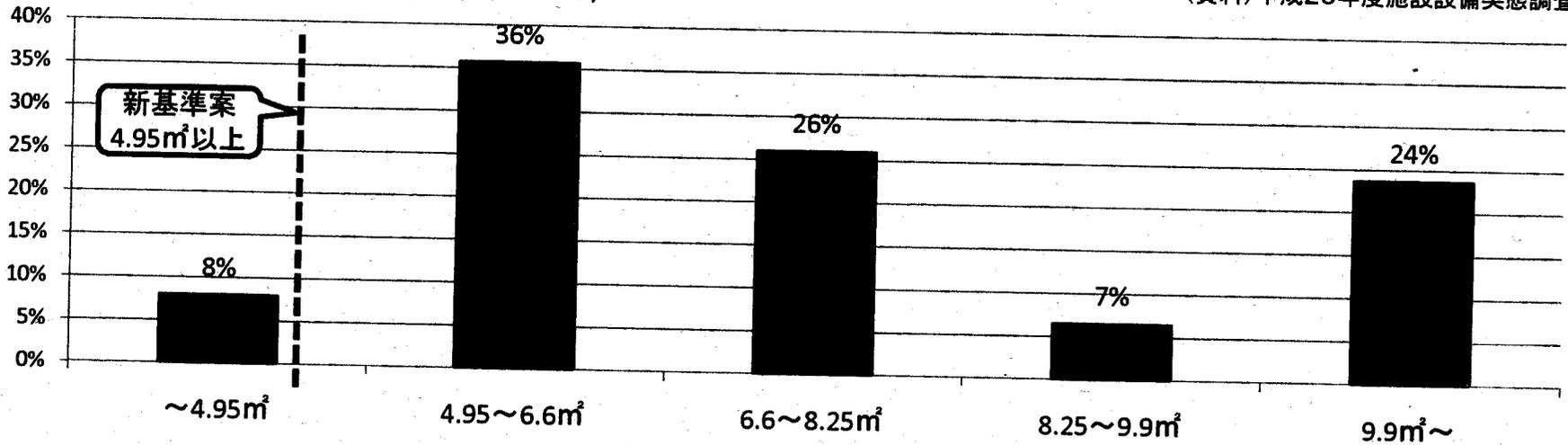
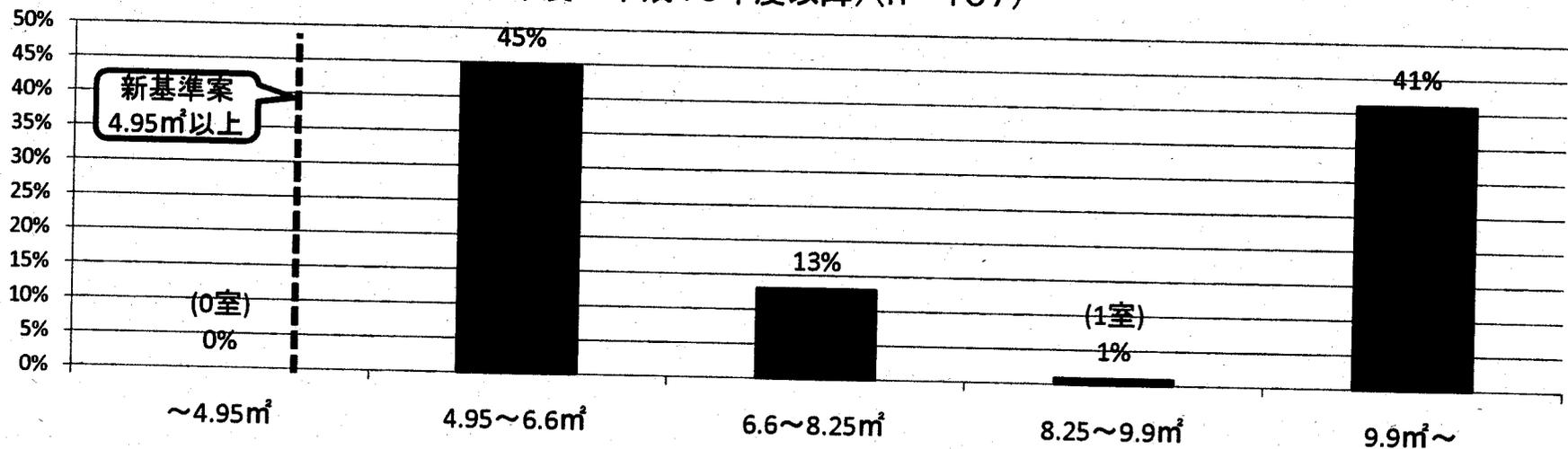


図16: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



【居室定員】(情緒障害児短期治療施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、5人以下

○ 4人以下の居室は99%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は100%

(資料)平成20年度施設設備実態調査

図17:居室定員の分布 (n=350)

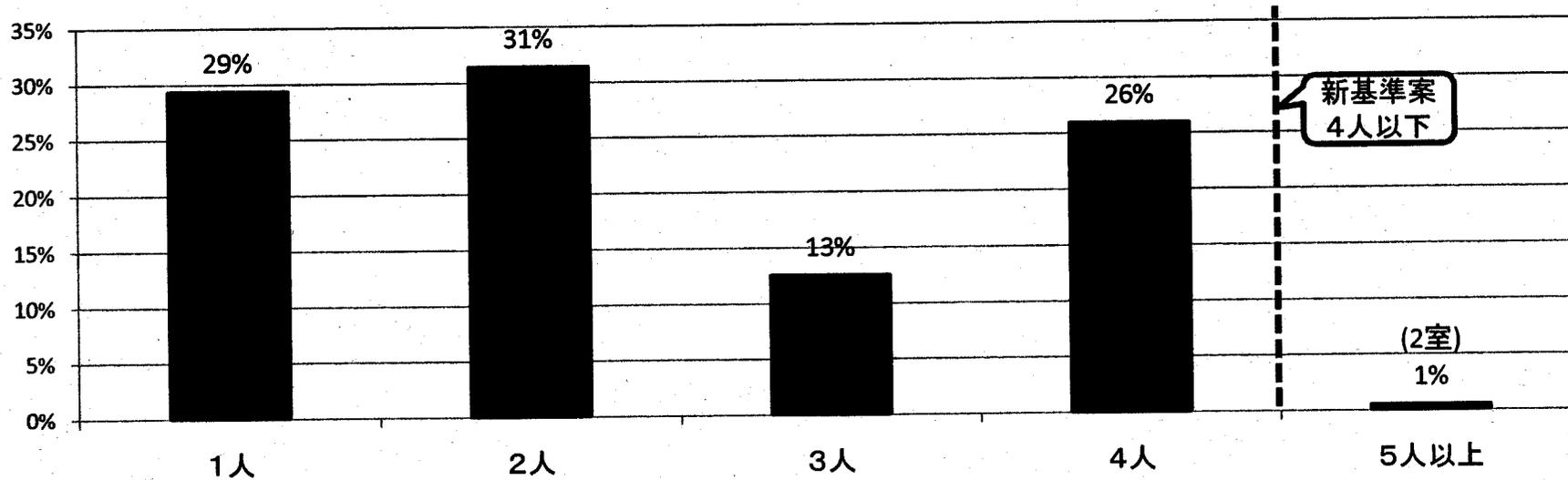
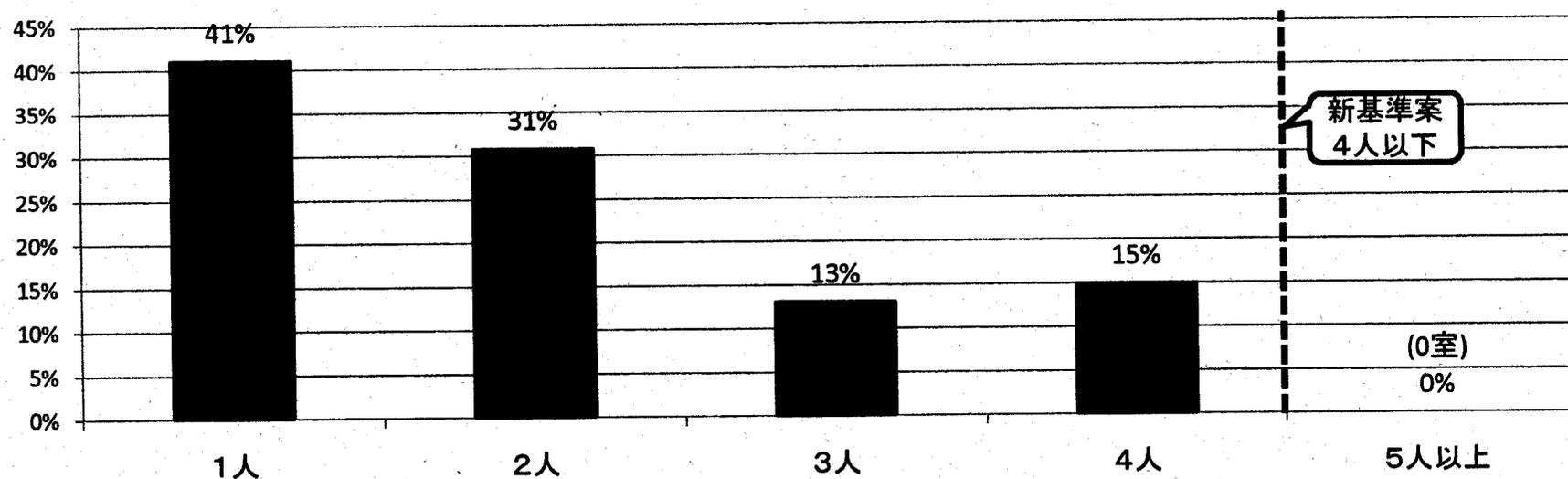


図18:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



4. 児童自立支援施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は28%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は5%

図19: 1人当たり居室面積の分布 (n=560)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

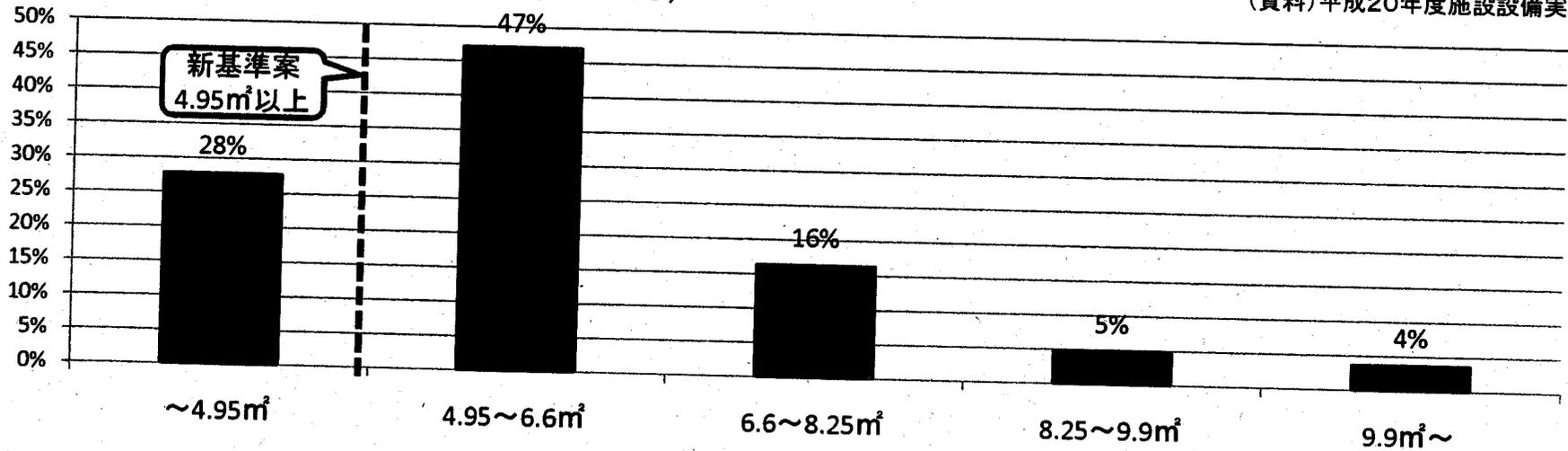
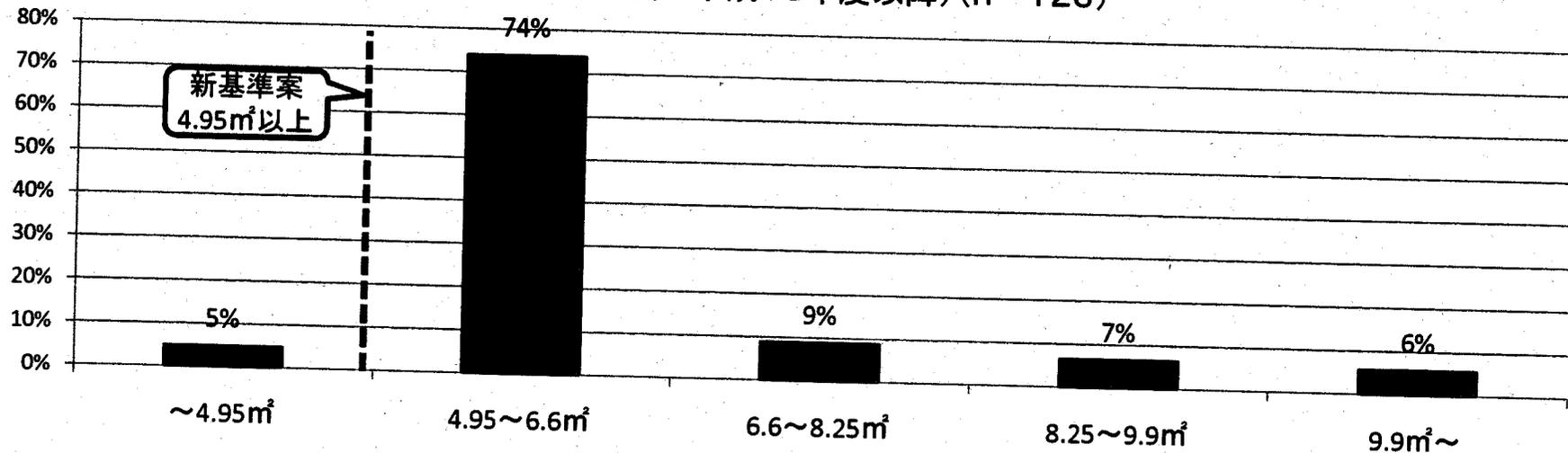


図20: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



【居室定員】(児童自立支援施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は82%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は98%

図21:居室定員の分布 (n=560)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

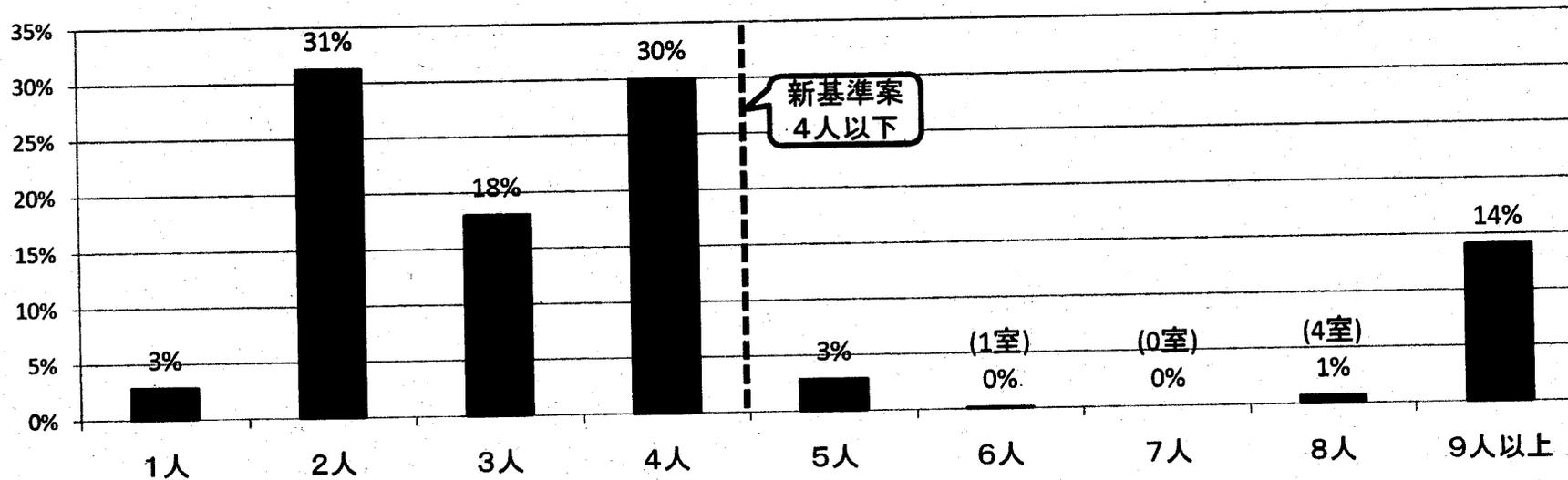
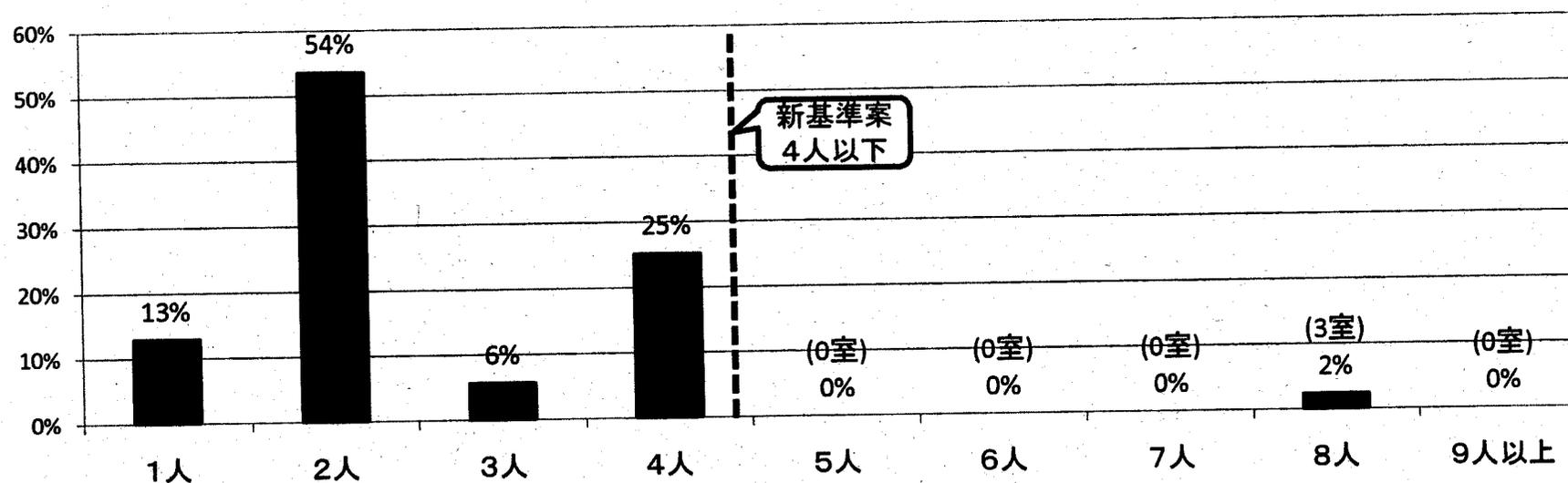


図22:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



5. 母子生活支援施設

【居室面積】

- 母子室の面積の最低基準は、現在、概ね1人につき3.3㎡以上
- 1室当たりの居室面積が30㎡未満は58%、建築年度が平成16年度以降の棟で30㎡未満は11%

図23: 居室面積の分布 (n=4504)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

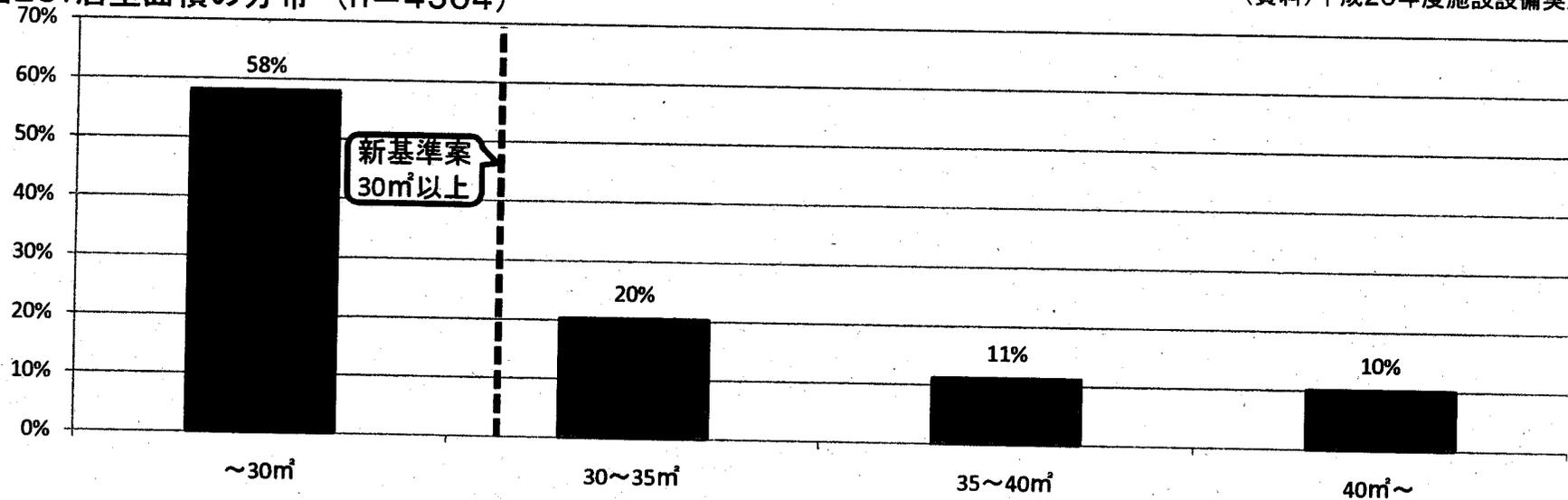
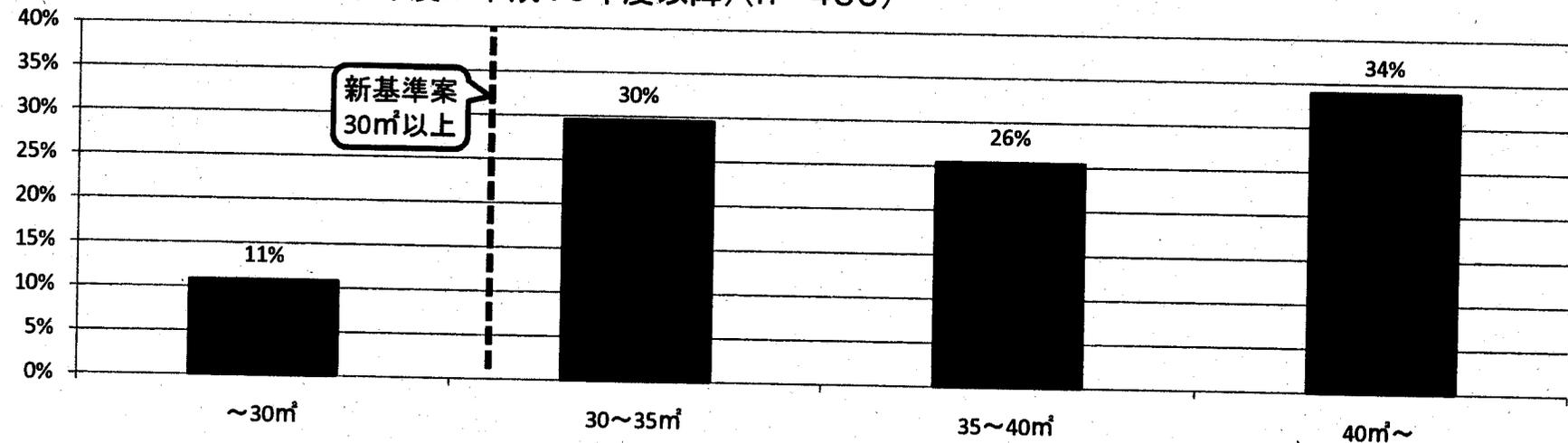


図24: 居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=435)



【居室定員】(母子生活支援施設)

○ 母子室の定員についての定めはない。

○ なお、3人の定員の居室が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様

図25:居室定員の分布 (n=1504)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

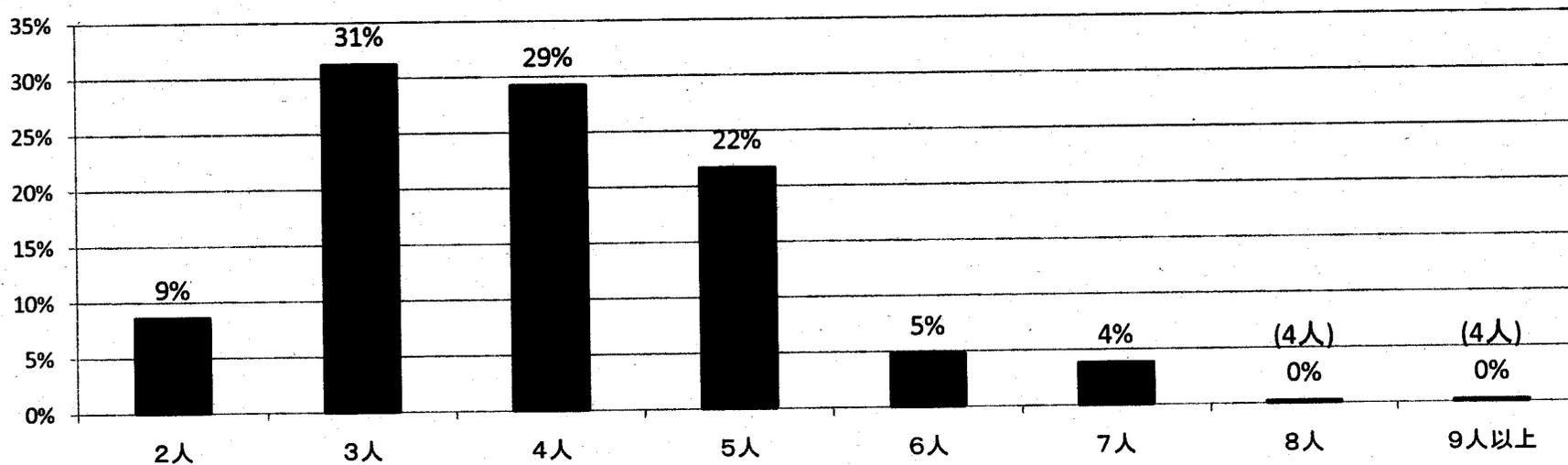
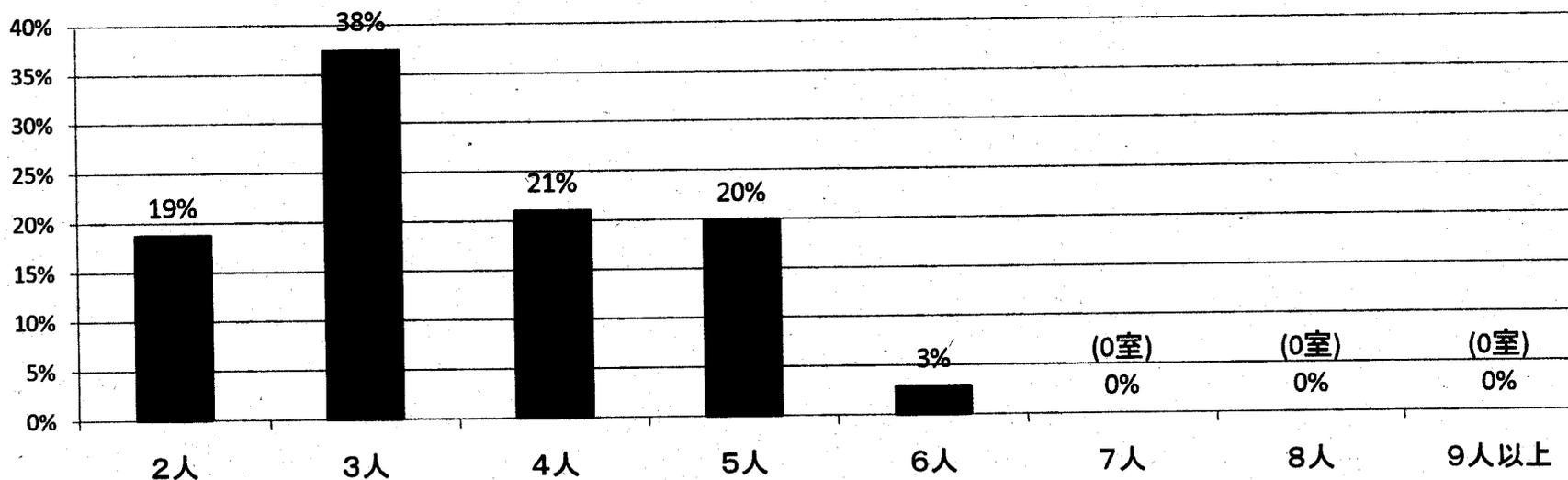


図26:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=176)



職員配置及び居室面積基準の改正経緯等

1. 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1					1.7:1		
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1		8:1			3:1			3:1 5:1 7:1		2:1		
	3歳以上							6:1					4:1		
	少年							8:1					6:1		
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1										5:1		
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62								
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1				1.7:1											
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1										
	3歳以上															10:1	9:1	8:1	7:1	6:1	5.5:1	5:1	4:1
	少年																		8:1	7.5:1	7:1	6:1	
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1	5:1											
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1									5:1									

2. 最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1. 65㎡		
児童養護施設	2. 47㎡		3. 3㎡
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡	3. 3㎡
児童自立支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡
母子生活支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10. 65㎡/人以上、障害者支援施設においては9. 9㎡/人以上となっている。

3. 各福祉施設の居室面積・定員の最低基準の現状

児童福祉施設等

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
乳児院	1. 65以上 (1室9. 91以上)	—
母子生活支援施設	概ね3. 3以上	1世帯1室以上
保育所	乳児室 1. 65以上 ほふく室 3. 3以上 保育室・遊戯室 1. 98以上 屋外遊戯場3. 3以上	—
児童養護施設	3. 3以上	15人以下
情緒障害児短期治療施設	3. 3以上	5人以下
児童自立支援施設	3. 3以上	15人以下
自立援助ホーム	3. 3以上	概ね2人以下
家庭的保育事業	9. 9以上(3人まで。3人を超える場合は1人につき3.3m ² 追加)	—

〈障害児施設〉

知的障害児施設	3. 3以上	15人以下
第一種自閉症児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—
第二種自閉症児施設	3. 3以上	15人以下
知的障害児通園施設	指導室 2. 47以上	10人以下
盲ろうあ児施設	3. 3以上	15人以下
肢体不自由児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—
重症心身障害児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—

障害者施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
障害者支援施設	9. 9以上	4人以下
福祉ホーム	9. 9以上	原則1人

老人福祉施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
養護老人ホーム	10. 65以上	原則1人
特別養護老人ホーム	10. 65以上	4人以下
ユニット型特養	13. 2以上を標準	原則1人
軽費老人ホーム	14. 85以上	原則1人
介護老人保健施設	8以上	4人以下
ユニット型老健	13. 2以上を標準	原則1人

生活保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
救護施設	3. 3以上	原則4人
更生施設	3. 3以上	原則4人
宿所提供施設	3. 3以上	1世帯1室

婦人保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
婦人保護施設	3. 3以上	原則4人

住生活基本計画における居住面積水準

資料1-6

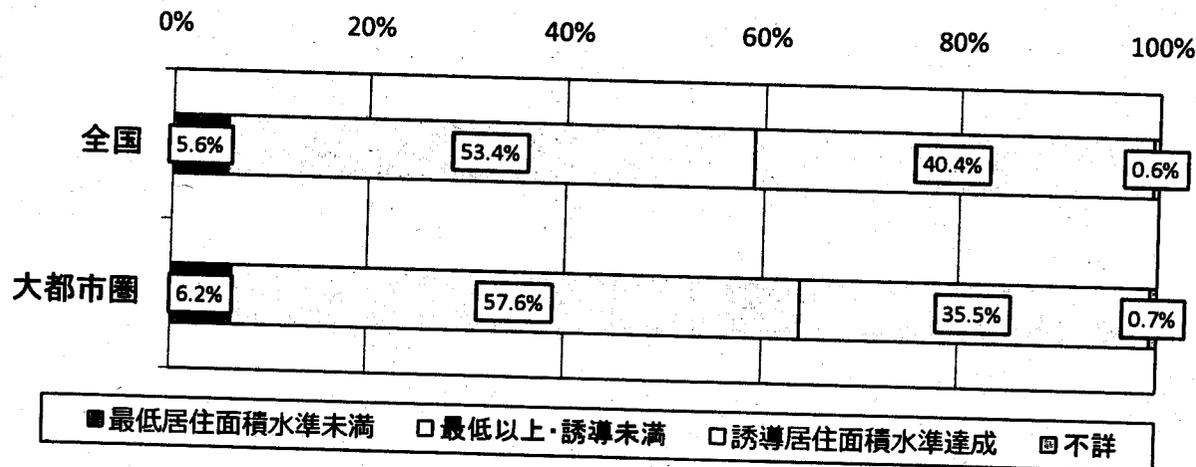
○住生活基本計画における「居住面積水準」

	概要	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	世帯人数別の面積(例)(単位:㎡)			
				単身	2人	3人	4人
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	①単身者:25㎡ ②2人以上の世帯:10㎡×世帯人数+10㎡	3歳未満 0.25人	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	[都市居住型] 都心とその周辺での共同住宅居住を想定	①単身者:40㎡ ②2人以上の世帯:20㎡×世帯人数+15㎡	3歳以上 6歳未満 0.5人	40	55 【55】	75 【65】
		[一般型] 郊外や都市部以外での戸建住宅居住を想定	①単身者:55㎡ ②2人以上の世帯:25㎡×世帯人数+25㎡	6歳以上 10歳未満 0.75人	55	75 【75】	100 【87.5】

(注1) 子どもに係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする
 (注2) 世帯人数が4人を超える場合は、5%控除される

【 】内は、3~5歳児が1名いる場合

○子育て世帯の居住面積水準達成状況(平成20年)



(資料)平成20年 住宅・土地統計調査〔総務省〕
 (注1) 居住面積水準状況は、住生活基本計画によるもの
 (注2) 「子育て世帯」とは、「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯

○「最低居住面積水準」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小 ~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	5.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.0	18.5	3.3 ~4.3	21.8 ~22.8	23.8 ~24.9	25
2人	10.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.8	24.3	4.8 ~6.0	29.1 ~30.3	31.4 ~32.7	30
3人	15.0	3.1	3.2	1.8	2.3	0.9	1.5	3.6	31.4	6.7 ~8.0	38.1 ~39.4	40.8 ~42.2	40

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
5.0	0~2歳	0.25	1.25
	3~5歳	0.5	2.5
	6~9歳	0.75	3.75
	10歳~	1.0	5.0

○「誘導居住面積水準(都市型)」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小 ~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	8.1	7.8	3.1	2.0	2.5	1.1	2.5	2.7	29.8	7.0 ~10.0	36.8 ~39.8	39.7 ~43.0	40
2人	16.2	10.0	3.1	2.0	2.5	1.1	3.0	3.9	41.8	10.5 ~15.1	52.3 ~56.9	56.0 ~60.9	55
3人	24.3	12.2	3.8	2.0	2.5	1.1	3.5	5.1	54.5	14.3 ~20.6	68.8 ~75.1	73.6 ~80.4	75

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
8.1	0~2歳	0.25	2.025
	3~5歳	0.5	4.05
	6~9歳	0.75	6.075
	10歳~	1.0	8.1

社会的養護の充実のために早急に実施する事項について

資料2

1. 実施要綱の改正（平成23年4月から実施予定）

(1) 小規模グループケアの推進

- ①定員要件の弾力化 ———
 - ・児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」
 - ・情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」
 - ・乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」
- ②グループ数要件の緩和 ——— 「1施設2グループまで。ただし、5年以上実施、研修受入等の要件により各都道府県原則1施設に限り、3グループまで指定可能」
→「1施設2グループまで。ただし、施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員45人以下とする）を策定するとともに、里親支援を行う施設は、6グループまで指定可能」
- ③管理宿直等職員の配置の要件緩和 ——— 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加
- ④毎年度指定の不要化 ——— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(2) 地域小規模児童養護施設の推進

- ①設置要件の弾力化等 ——— 既存定員に追加して設け、本体施設の入所率90%以上という要件の廃止
- ②毎年度指定の不要化 ——— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(3) 児童家庭支援センターによる里親等支援

- 児童家庭支援センターによる里親等支援の位置づけ

(4) 自立援助ホーム、ファミリーホームの運営の安定化

○自立援助ホームの措置費の定員払い — 平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

○ファミリーホームの新設後半年間の定員払い — 平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

(5) 自立支援のための身元保証人確保対策事業の充実

○平成19年度から実施し3年を経過。運用改善として、保証の申し込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。

2. 里親委託ガイドラインの策定、里親運営要領の改正（4月実施予定）

○里親優先の原則、実親との関係、新生児里親、親族里親の取扱い、措置延長、マッチング、里親支援など

3. 最低基準の当面の改正（3月に案を取りまとめた後、省令改正手続き）

○新たな予算措置を要しない範囲での当面の見直し

4. 各施設種別の運営指針の策定、児童養護施設のケア標準（養育標準）の策定（平成23年度中）

○施設の運営の質の向上を図るため、施設類型ごとに、運営指針を策定するとともに、児童養護施設のケア（養育）の標準を作成

○その上で、第三者評価や、職員研修の充実にも活用していく。